

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 23 日

水 曜 日

第 4033 号

目 次

告 示

- 富山県農業委員会ネットワーク機構の指定 1
- 保安林の指定予定 2
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧

教育委員会告示

- 公立博物館の登録 4

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 8
- 景観づくり住民協定の公表 9
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 13
- 建設業の許可の取消し 14

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第138号

富山県農業委員会ネットワーク機構の指定について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定により、富山県農業委員会ネットワーク機構として次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	住 所	事務所の所在地
富山県農業会議	富山市舟橋北町 4 番19号	富山市舟橋北町 4 番19号 富山県森林水産会館内

富山県告示第139号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町春日100の1、神子沢110・111の1・112・346の1・347の1・348の1・350の1・351・404・五十里79の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、80、81、82の1、83の1、84の1、85の1・146・162・163（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、164

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第140号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により県営岩田池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営岩田池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月25日から

平成28年4月22日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第141号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営高熊地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営高熊地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年3月25日から

平成28年 4 月22日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県教育委員会告示第2号

公立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第10条の規定により、次の公立博物館を博物館登録原簿に登録した。

平成28年 3 月23日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

登録年月日及び 記 号 番 号	設置者 の名称	名 称	所 在 地	備考
平成28年3月7日 美 第 3 5 号	富山市	富山市ガラス美術館	富山県富山市西町5番1号	

富山県公安委員会告示第42号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成28年 3 月27日から施行する。

平成28年 3 月23日

富山県公安委員会

委員長 綿 貫 勝 介

別表第 1 (1) 通行禁止

滑川市の項第28、29号を次のように改める。

28	市道赤浜南部小学校線	滑川市赤浜 727 南部小学校南西角から 同 柴76まで	450	7～9	自動車 (自動車 二輪車・農 耕作業用 自動車を 除く。)	
29	市道森尻新柴線	滑川市柴 170 (株)大都商会横から 同 赤浜 727 南部小学校南東角まで	300	7～9	自動車 (自動車 二輪車・農 耕作業用 自動車を 除く。)	

富山市の項第49号を次のように改める。

49	市道西長江長江線	富山市長江三丁目4-32から 同 長江二丁目3-2まで	480	7～9	自動車・ 原付	
----	----------	--------------------------------	-----	-----	------------	--

射水市の項第17号を次のように改める。

17		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

別表第 1 (2) 踏切道の通行禁止

地鉄本線黒部市の項第 5 号を次のように改める。

5	市道石田7号線	黒部市岡 211-1 岡第1踏切	9.9	終日	大型等 (路線バ スを除 く。)	
---	---------	---------------------	-----	----	---------------------------	--

別表第 1 (3) 一方通行

氷見市の項第27号の次に次の4号を加える。

28		氷見市惣領 307-1 から同市惣領 306-3 までに至る能越自動車道氷見南インターチェンジランプウェーは、同順路(一般国道 470号取付道氷見南インターチェンジ入口 から上り線流入口まで)の進行方向の一方 通行とする。(Aランプ)	165	終日	自動車	
----	--	---	-----	----	-----	--

29	氷見市惣領29-3から同市惣領 283-1 までに至る能越自動車道氷見南インターチェンジランプウエーは、同順路（上り線流出口から一般国道 470号取付道氷見南インターチェンジ出口まで）の進行方向の一方通行とする。（Bランプ）	182	終日	自動車	
30	氷見市惣領 285-1 から同市惣領22-1 までに至る能越自動車道氷見南インターチェンジランプウエーは、同順路（一般国道 470号取付道氷見南インターチェンジ入口から下り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。（Cランプ）	169	終日	自動車	
31	氷見市惣領 4-2 から同市惣領 302-1 までに至る能越自動車道氷見南インターチェンジランプウエーは、同順路（下り線流出口から一般国道 470号取付道氷見南インターチェンジ出口まで）の進行方向の一方通行とする。（Dランプ）	177	終日	自動車	

別表第 2 歩行者の横断禁止

高岡市の項第 3 号を次のように改める。

3	削 除				
---	-----	--	--	--	--

別表第 3 追越しのための右側部分はみ出し通行の禁止

氷見市の項第 10、11 号を次のように改める。

10	自動車専用道 一般国道 470号（能越自動車道）	氷見市上久津呂字中尾34先 (74.9K P) から 同 脇宇丸山2063先 (56.175K P) 石川県境まで	13,100	終日	
11	自動車専用道 一般国道 470号（能越自動車道）	氷見市脇宇丸山2063先 (56.175K P) 石川県境から 氷見市上久津呂字中尾34先 (74.9K P) まで	13,100	終日	

別表第 4(1) 普通自転車の歩道通行可

氷見市の項第 12 号を次のように改める。

12	一般国道 415号	氷見市柳田3223 市立西條中学校前交差点か ら 同 島尾1104まで	920	終日	片側
----	--------------	--	-----	----	----

氷見市の項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

13	都市計画道路水見伏木線	水見市柳田3223 市立西條中学校前交差点から同 柳田 982-4 まで	180	終日	両側	
----	-------------	---	-----	----	----	--

別表第 5 最高速度の指定

高岡市の項第 1、167、453、454号を次のように改める。

1	高岡市内の高速自動車国道、県道、市道その他の道路	高岡市全域（これと異なる指定区域及び別に定めた区間、ならびに高速自動車国道北陸自動車道のうち、本線車道、加速車線及び減速車線を除く。）	979, 326	終日	40	
167	県道小野上渡線 市道答野島石堤線	高岡市石堤3661 長光寺前から同 石堤 346 麻生谷交差点まで	1, 200	終日	30	
453	市道	高岡市川原本町9-24 川原町交差点 同 横田町一丁目1-1 横田橋西詰 同 横田町一丁目1-15 有磯神社前交差点 同 金屋町10-1 金屋交差点 を結ぶ市道、県道高岡水見線、千保川で囲まれた区域内の道路及び 高岡市横田町一丁目1-15 有磯神社前交差点から 同 金屋町10-1 金屋交差点まで	2, 435	終日	30	
454	市道	高岡市川原本町9-24 川原町交差点 同 中島町3-14 横田橋東詰 同 川原本町5-16 同 川原本町7-1 川原本町交差点 を結ぶ県道高岡水見線、千保川、県道立野鴨島線、市道で囲まれた区域内の道路及び 高岡市川原本町7-1 川原本町交差点から 同 川原本町5-16まで	1, 890	終日	30	

高岡市の項第 454号の次に次の 1 号を加える。

455	県道高岡環状線 市道	高岡市佐野1174-1 御売市場口交差点から 同 下伏間江18-1 問屋センター（南）交差点まで	2, 500	終日	40	
-----	---------------	---	--------	----	----	--

氷見市の項第 108号の次に次の 5号を加える。

109	都市計画道路氷見伏木線	氷見市柳田3223 市立西條中学校前交差点から 同 柳田 982-4まで	180	終日	40	
110	自動車専用道 一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市惣領 307-1 氷見南インターチェンジ入 り線入口から 同 惣領 306-3 上り線流入口まで (Aランプ)	165	終日	30	
111	自動車専用道 一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市惣領29-3 上り線流出口から 同 惣領 283-1 氷見南インターチェンジ出 り線流入口まで (Bランプ)	182	終日	30	
112	自動車専用道 一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市惣領 285-1 氷見南インターチェンジ入 り線入口から 同 惣領22-1 下り線流入口まで (Cランプ)	169	終日	30	
113	自動車専用道 一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市惣領 4-2 下り線流出口から 同 惣領 302-1 氷見南インターチェンジ出 り線流入口まで (Dランプ)	177	終日	30	

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

滑川中部土地改良区の役員であった次の者が平成28年2月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	黒 川 和 幸	滑川市中村 206番地
同	松 井 博 文	同 四ツ屋2465番地
同	藤 井 宗 一	同 坪川 248番地
同	澤 田 博 行	同 北野 103番地

同	荒川豊彦	同	稲泉	1087番地
同	高木勲	同	横道	3513番地
監事	近堂昭夫	同	大窪	225番地
同	小幡義雄	同	中野島	2327番地
同	石坂均	同	野町	1862番地

土地改良区の役員の就任

滑川中部土地改良区の役員に次の者が平成28年2月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年3月23日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住 所
理事	石坂 正	滑川市栗山 3096番地1
同	吉田 護男	同 中村 416番地
同	藤井 宗一	同 坪川 248番地
同	澤田 博行	同 北野 103番地
同	金川 敏之	同 金屋 1634番地
同	石原 忠則	同 栃山 1466番地
監事	岩城 好徳	同 追分 3116番地
同	坂東 美喜男	同 中野島2293番地
同	石坂 均	同 野町 1862番地

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成28年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

宮森下村自治会散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市宮森の一部の区域（別紙図面のとおり）

4 協定者の数

51名

5 協定の内容

(1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。

(2) 協定者は、建築物の敷地内の緑化及び樹木等の適正な維持管理を行うものとし、各号の基準を遵守するものとする。

ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ 3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。

イ 敷地内に高さ 3メートル以上となる樹木を 5 本以上保有する。5 本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して 1 年以内に植栽する。

ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。

(3) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。

ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波

市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。

ウ 建築物には、石材や木材などの自然素材を使用する。

(4) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。

(5) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え活動）に努めるものとする。

(6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するように努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成28年1月18日

7 協定有効期限

平成38年1月17日

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

景観づくり住民協定の公表

富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第13条第1項の規定により、次のとおり景観づくり住民協定（以下「協定」という。）を締結した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公表する。

平成28年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 協定の名称

新屋敷散居景観まちづくり協定

2 協定の目的

砺波平野に広がる歴史的・文化的資産である散居景観を、現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代に引き継ぎ、さらに磨きをかけて活用することで魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

3 協定の対象となる区域

砺波市林の一部の区域（別紙図面のとおり）

4 協定者の数

23名

5 協定の内容

- (1) 協定者は、協定区域内の景観が良好に保たれるよう砺波市景観まちづくり計画に定める景観まちづくりの基準を遵守するものとする。
 - ア 敷地内の樹木は、間伐、枯損又は危険な樹木、自家の生活の用に必要な樹木を除き伐採しない。ただし、やむを得ず伐採する場合は、新たに高さ 3メートル以上となる樹木（伐採した樹木と同数）の植栽を行う。
 - イ 敷地内に高さ 3メートル以上となる樹木を 5本以上保有する。5本以上保有していない場合は、不足する本数の苗木を、協定を締結した日から起算して 1年以内に植栽する。
 - ウ 本協定区域内に住む高齢者や障害者等が自ら行うことが困難な樹木の管理や落ち葉の処理等を共同して行う。
 - エ 生け垣やシバザクラを敷地の周囲に設置・植栽するように努めるものとする。
- (2) 協定者は、建築物の新築又は移転、増築又は改築、模様替えを行う場合には、位置・高さ、形態・意匠、色彩について、各号の基準を遵守するものとする。
 - ア 建築物（車庫等を含む。）の屋根は、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
 - イ 建築物の外観は、白色、黒色、灰色、茶色又はそれらの系統色とし、砺波市景観まちづくり計画に定めるお薦めの色とする。
 - ウ 建築物の増築を行う場合は、既存建築物と同様の形態・意匠とし、相互に調和してまとまりのあるものとする。
- (3) 協定者は、既存の建築物についても周辺の景観と調和するよう努めるものとする。
- (4) 協定者は、協定区域内（空き家を含む。）の美化（除草・清掃活動、花植え

活動) に努めるものとする。

- (6) 協定者は、地域ぐるみ、家族ぐるみで魅力ある散居景観を保全・形成するよう努めるものとする。

6 協定締結年月日

平成28年 2 月 7 日

7 協定有効期限

平成38年 2 月 6 日

(「別紙図面」は、省略し、富山県土木部建築住宅課及び砺波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成28年 3 月 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人金屋町元気プロジェクト

3 代表者の氏名

加藤 昌宏

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市金屋町 1 番 5 号

5 定款に記載された目的

この法人は、金屋町の地域住民や来町者に対して、まちづくりや定住促進に関する事業を行い、金屋町の認知度向上と新たな文化、ネットワーク及びコミュニティの構築に寄与することを目的とする。

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成28年 3 月 16 日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 株式会社立工業

(2) 主たる営業所の所在地 富山市太田 377番地

(3) 代表者の氏名 立花 潔

(4) 許可番号 富山県知事許可（般－26）第 15596号

3 処分の内容

建設業法第29条第 1 項の規定による許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社立工業の代表取締役が、刑法（明治40年法律第45号）第 208条の罪により、罰金20万円の判決を平成23年 9 月 27日に言い渡され、その判決が同年10月 12日に確定した。

このことが建設業法第29条第 1 項第 2号に該当する。